

名古屋市告示第506号

環境目標値を定める告示の一部改正について

平成17年名古屋市告示第402号（環境目標値を定める告示）の一部を次のように改正する。

平成25年9月13日

名古屋市長 河 村 た か し

2 水質汚濁に係る環境目標値を次のように改める。

2 水質汚濁に係る環境目標値

水の安全性に関する目標、水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標について、それぞれ次のとおりとする。

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質の汚濁に関する目標

表1に掲げる地域について、表2のとおりとする。

(3) 親しみやすい指標による目標

表1に掲げる地域について、表3のとおりとする。

(4) 達成年度

ア 水の安全性に関する目標

設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

イ 水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標

平成32年度を目途として、その達成維持を図るものとする。

表 1 地域区分

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
ため池	☆☆	水際での遊びが楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域

表 2 水質の汚濁に関する目標

項目	区分 水質のイメージ	河 川			ため池		海 域		測定方法
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
		川に入っ ての遊び が楽しめる	水際での 遊びが楽 しめる	岸辺の散 歩が楽し める	水際での 遊びが楽 しめる	岸辺の散 歩が楽し める	水際での 遊びが楽 しめる	海辺の散 歩が楽し める	
水素イオン 濃度 (pH)		6.5 以上 8.5 以下			—	—	7.8 以上 8.3 以下		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的 酸素要求量 (BOD)		3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下	—	—	—	—	規格21に定める方法
化学的 酸素要求量 (COD)		—	—	—	6 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	規格17に定める方法
浮遊物質 量 (SS)		10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	付表9に掲げる方法
溶存酸素 量 (DO)		5 mg/ℓ 以上		3 mg/ℓ 以上	—	—	5 mg/ℓ 以上		規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
ふん便性 大腸菌群数		1000 個/100ml 以下	—	—	—	—	—	—	メンブランフィルター法又は、疎水性格子付きメンブランフィルター法
全窒素		—	—	—	1 mg/ℓ 以下		1 mg/ℓ 以下		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法（ただし、海域については、規格45.4に定める方法。）
全 ^{りん} 燐		—	—	—	0.1 mg/ℓ 以下		0.09 mg/ℓ 以下		規格46.3に定める方法
全亜鉛		0.03 mg/ℓ 以下			0.03 mg/ℓ 以下		0.01 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下	規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）
ノニル フェノール		0.002 mg/ℓ 以下			0.002 mg/ℓ 以下		0.0007 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	付表11に掲げる方法
直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩(LAS)		0.05 mg/ℓ 以下			0.05 mg/ℓ 以下		0.006 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	付表12に掲げる方法

注1 「測定方法」の欄において「規格」とは、日本工業規格K0102をいい、「付表」とは昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表に掲げるものをいう。

2 pH、DO、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のSSは日間平均値とする。

3 BOD、CODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

4 全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びため池のSSについては、年間平均値とする。

表3 親しみやすい指標による目標

項目	区分 水質のイメージ	河 川			ため池		海 域	
		☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
		川に入っ ての遊 びが楽 しめる	水際 での遊 びが楽 しめる	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水 際の遊 びが楽 しめる	岸 辺の散 歩が楽 しめる	水 際の遊 びが楽 しめる	海 辺の散 歩が楽 しめる
水のにごり (透視度)		にごり がない (おおむ ね70 cm 以上)	にごり が少な い (おおむ ね50 cm 以上)	にごり があ る (おおむ ね30 cm 以上)	にごり が少な い (おおむ ね50 cm 以上)	にごり があ る (おおむ ね30 cm 以上)	にごり がない (おおむ ね70 cm 以上)	
水のにおい		顔を 近づ けて も不 快で ない こと。	水際 に寄 っ ても 不 快で ない こと。	橋や 護岸 で不 快で ない こと。	不快 でない こと。		不快 でない こと。	
水の色		異常 な着 色の ない こと。			水の 華(ア オコ) 等の 異常 な着 色の ない こと。		赤潮・ 苦潮 等の 異常 な着 色の ない こと。	
水の流れ		流れ のあ るこ と。			—	—	—	—
ごみ		ごみ が捨 てら れて いな いこ と。						
生物指標		(淡水 域) アユ、 モロコ 類、 ヒラタ カゲロ ウ類、 カワゲ ラ類	(淡水 域) カマツ カ、 オイカ ワ、 コカゲ ロウ類 、 シマト ビケラ 類、 ハグロ トンボ	(淡水 域) フナ類 、 イトト ンボ類 、 ミズム シ(甲 殻類) 、 ヒル類 (汽水 域) フジツ ボ類、 ゴカイ 類	オイカ ワ、 ウチワ ヤンマ 、 チョウト ンボ、 トビケ ラ類、 ガガブ タ、 クロモ 、 ヒルム シロ類 、 コウホ ネ	フナ類 、 イトト ンボ類 、 コシア キトン ボ、 ミズカ マキリ 類、 ヨシ、 ガマ類 、 ヒシ類	(海 域) クロダイ 、 マハゼ 、 シロギ ス、 カレイ 類、 ヤドカリ 類、 アサリ (干 潟) チゴガ ニ、 アナジャ コ、 ヤマト シジミ	(海 域) ボラ、 スズキ 、 イソギ ンチャ ク類、 フジツ ボ類 (干 潟) ニホン ドロソ コエビ 、 ゴカイ 類、 ヤマト オサガ ニ
		(汽水 域) マハゼ 、スズ キ、ボ ラ、 ヤマト シジミ						

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課